



隆安知財ニュースレター

目次

隆安ニュース	-----	1
■ 隆安が2020年度知的財産権10大代表判例を発表		
■ 隆安が「中国上場企業向けの知的財産権侵害報告書」を発表		
■ 隆安がALB 2021年度中国法律大賞にランクイン		
■ 隆安上海事務所は上海市知的財産権サービス協会「2020年度人材賞」を受賞		
隆安朗報	-----	2
■ 隆安が遼寧**電子情報有限公司を代理し、無効審判審決取消訴訟で勝訴		
中国知財ニュース	-----	2
■ 最高裁が2020年度の知的財産権年度報告書を発表		
■ 最高裁が2020年度10大知的財産権事件を公表		
■ 最高裁は知的財産権侵害民事案件に適用する懲罰的賠償の代表判例を公示		
PART2		

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

隆安ニュース

■ 隆安が2020年度知的財産権10大代表判例を発表

4月26日の「世界知的所有権の日」を迎えるにあたり、隆安は、2020年に代理した900件以上の知財訴訟事件の中から、事件の種類、複雑度、影響力を総合的に評価し、隆安2020年度知的財産権10大代表判例を選定し発表した。

隆安2020年度知的財産権10大代表判例	
1	*工業ソフトウェア有限公司VS広州*金型有限公司のソフトウェアの著作権侵害事件
2	*旅行ホテル知的財産権有限公司、オーストラリア*有限公司VS国家知的財産権局の商標権無効審判行政紛争事件
3	仏山市*洗濯電気製造有限公司VS某股フン有限公司の実用新案権利侵害民事紛争事件
4	*実業有限公司VS仏山市*家庭用品有限公司の商標権侵害紛争事件
5	蘇州*環境設備股フン有限公司VS蘇州*科技有限公司等の特許権侵害事件
6	中国*潤滑油有限公司VS仏山市*潤滑油有限公司等の不正競争紛争事件
7	北京*家具有限責任公司VS上海*投資管理有限公司商標権の無効審判行政紛争事件シリーズ
8	意匠権無効事件（非開示）
9	「昕海**香」、「万福**香」、「双錦**香」商標権無効審判行政紛争事件
10	北京*ブランド管理有限公司VS北京*アニメ科技有限公司等の著作権に関する権利帰属、権利侵害紛争事件

* 特にご関心のある事件がございましたらお気軽にご連絡ください。Zoom、MS Teams を活用したオンライン説明会を提供することができます(非開示判例を除く)。

<https://mp.weixin.qq.com/s/Rk0iekdv9FTdE8oHUGHYw>

■ 隆安が「中国上場企業2020年度知的財産権侵害紛争報告書」を発表

隆安知財研究所は、2020年に開示された判決文に基づき、案件の種類、訴訟影響力、裁判所、賠償額などの要素から、中国上場企業の知的財産権訴訟案件の特徴を詳しく分析し、中国上場企業2020年度知的財産権侵害紛争報告書を作成し、発表した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/ZlieEfRdlgpjPAUuALRhZA>

■ 隆安がALB 2021年度中国法律大賞にランクイン

2021年4月16日、アジア法律雑誌 Asian Legal Business (ALB) は2021年度中国法律大賞の入賞者名簿を公表した。隆安法律事務所は、優れた専門性、卓越した総合力と業界評価により「IP Law Firm of the Year - China」、「Employment Law Firm of the Year」にランクインした。

<https://mp.weixin.qq.com/s/5xDXFnEGj7sWKd0aaEecrw>

■ 隆安上海は上海市知的財産権サービス協会「2020年度人材賞」を受賞

2021年4月25日、上海市知的財産権サービス協会は「2020年度第二回第一次会員会議」を開催した。隆安上海事務所は、法律分野での顕著な貢献により「2020年度人材賞」を受賞した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/uoTUa7oPeJTEcE6s6Wkn1w>

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

隆安朗報

■ 隆安が遼寧**電子情報有限公司を代理し、無効審判の審決取消訴訟で勝訴

隆安の権鮮枝弁護士、付建軍弁護士、鄭孝軍弁護士は、遼寧***電子情報有限公司を代理し、遼寧**電子情報有限公司 VS 北京**科技股フン有限公司の無効審判の審決取消訴訟で勝訴した。

「事件概要」

2017年7月11日、遼寧***電子情報有限公司は、北京**科技股フン有限公司の特許に対して特許無効審判を請求した。その結果、北京**科技股フン有限公司の特許は全て無効とされた。北京**科技股フン有限公司は、この審決を不服とし北京知的財産権法院に審決取消訴訟を提起したが、一審裁判所は無効裁定を維持する判決を下した。北京**科技股フン有限公司は上訴したが、二審裁判所は上訴を棄却し、原判決を維持した。

「争点」

係争特許の明細書の開示は十分であるか否か？専利法第26条第3項の規定に適合しているか否か？

二審裁判所は、係争特許の明細書に記載されたヒンジ部品が当該分野技術の常識に基づき定義されるヒンジとは異なる場合、当該技術分野の技術者が明細書の記載に基づき開示技術を再現できるように、明細書において特別な説明を行った上で開示する必要があると指摘した。しかし、係争特許の明細書には関連記載がなかった。従って、二審裁判所は、係争特許の明細書の開示が不十分であり、専利法第26条第3項の規定に適合しないと判断した。

https://mp.weixin.qq.com/s/Ig39ivrdG-lsXu_NeqDjJA

中国知財ニュース

■ 最高裁が2020年度の知的財産権年次報告書を発表

2020年において最高裁が新たに受理した知財案件は5,390件であり、前年より40.2%増加した。このうち、専利権紛争は2830件(前期と比べ46.6%増加)、商標権紛争は1,490件(前期と比べ54.4%増加)、著作権紛争は111件(前期と比べ54.69%減少)、独占禁止法違反の案件は31件(前期と比べ72.22%増加)、不正競争紛争は66件(前期と比べ4.76%増加)、植物新品種紛争は51件(前期と比べ50%増加)、知財契約紛争は205件(前期と比べ72.26%増加)、集積回路配置図設計紛争7件(前期と比べ133.33%増加)であった。

<https://mp.weixin.qq.com/s/Xpo4EZcbgjjzChSHxqp9pIQ>

■ 最高裁が2020年度10大知的財産権事件を公表

2021年4月22日、最高裁が記者会見で2020年度知的財産権保護十大案件を公表した。

2020年度10大知的財産権事件		
1	アップル社 VS 国家知識産権局、上海臻智能ネット科技股フン有限公司の特許無効審判行政紛争事件	最高人民法院(2017)最高法行再34号行政判決書
2	華為技術有限公司、華為端末有限公司、華為ソフトウェア技術有限公司 VS CONVERSANT 社の特許権非侵害確認及び特許紛争事件	最高人民法院(2019)最高法知民終732、733、734号民事裁定书

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China


Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

3	レッドブル社 VS 天糸医療保健有限公司の商標権紛争事件	最高人民法院（2020）最高法民終 394 号民事判決書
4	蘇州賽芯電子科技有限公司 VS 深圳裕昇科技有限公司、戸財歡、黄建東、黄賽亮の集積回路配置設計専有権侵害紛争事件	最高人民法院（2019）最高法知民終 490 号民事判決書
5	武漢大西洋連鑄設備工程有限責任公司 VS 宋祖興公司の利益配分紛争事件	最高人民法院（2019）最高法民再 135 号民事判決書
6	OPPO 広東移動通信有限公司、OPPO 広東移動通信有限公司深セン支社 VS シャープ株式会社、ScienBiziP Japan 株式会社の標準必須特許ライセンス紛争事件	広東省深圳市中級人民法院（2020）広東 03 民初 689 号民事裁定书
7	上海玄霆娛樂情報科技有限公司 VS 成都吉乾科技有限公司、4399 インターネット股フン有限公司の著作権侵害紛争事件	江蘇省高級人民法院（2018）蘇民終末 1164 号民事判決書
8	深セン市テンセントコンピューターシステム有限公司、テンセント科技（深セン）有限公司 VS 浙江搜道ネット技術有限公司、杭州集客通科技有限公司の不正競争紛争事件	浙江省杭州鉄道運輸法院（2019）浙 8601 民初 1987 号民事判決書
9	惠州市老佰娛樂有限公司 VS 中国音像著作権集團管理協會の独占紛争事件	北京知識産権法院（2018）京 73 民初 780 号民事判決書
10	李海鵬など 9 人による著作権侵害犯罪事件	上海市高級人民法院（2020）上海刑終 105 号刑事裁定书

<https://mp.weixin.qq.com/s/hdg1ImXcwbRot0wqlh-1Q>

■ 最高裁が知的財産権侵害民事案件に適用する懲罰的賠償の代表判例を公示 PART2

代表判例4:五糧液公司 VS 徐**らの商標権侵害事件

五糧液公司は、商標登録者の許諾を得て  の独占的な使用を獲得した。徐**らは運営管理する店で偽「五糧液」を販売し、商標登録者の許諾なしに「五糧液」を使用したことにより行政処罰を受けた。更に、徐**らは、徐**らによる偽物の「五糧液」などの酒類を販売する行為が偽造品販売に該当するとし、有期懲役等の刑事処罰を受けた。一審、二審裁判所は、徐**らが偽「五糧液」の販売で行政、刑事処罰を受けたことを踏まえ、権利侵害の方法、侵害行為の継続時間等の要素を考慮し、徐**らが権利侵害を業としていることを総合的に考慮し、2 倍の懲罰的賠償を確定した。

代表判例 5 : アディダス VS 阮**らの商標権侵害事件

アディダスは、「adidas」シリーズの商標権所有者として高い知名度を誇っている。阮**らが出資、設立した正邦公司は、2015 年から 2017 にかけて、アディダスの「adidas」シリーズの商標権を侵害する靴底を販売し、3 年間で 3 回、計 1.7 万足を超える権利侵害製品が押収され、行政処罰を受けた。アディダスは、民事訴訟を起し、懲罰的損害賠償を要請し、阮**らに対して 2641695.89 元の損害賠償を求めた。

浙江温州中級裁判所は、阮**らが主観的な悪意を持ち、権利侵害行為の継続時間が長いことなどから情状が極めて深刻と判断し、一足 189 元を計算基準として、アディダスが提供した 2017 年度の会計明細簿で示された利益率 50.4%と、三回目に



隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

押収され 6050 足の靴を販売量として用いて利益額を計算し、押収され靴底が仕掛品であり加工せずに販売することができないことを考慮して、上記の計算より得た利益額から 40% を削減し、最終的にアディダスの経済的損失 345, 779. 28 元の 3 倍にあたる 1, 037, 337. 84 元の賠償金額を確定した。

代表判例 6: 欧普公司 VS 華昇公司の商標権侵害事件

欧普公司是  「欧普」の商標を登録し、指定商品はランプ、蛍光灯等である。当該商標は何回も広東省の著名商標に認定され、2007 年に中国の馳名商標として認定された。一方、華昇公司是、テーブルランプ、ナイトライト等のランプ製品および関連するプロモーションページで  の商標を使用し、大手 EC サイトで販売、ライセンス販売していた。また、華昇公司是、製造した製品が品質基準に達していないことで、行政機関に処罰されたことがある。

欧普公司(以下「原告」という)は、華昇公司(以下「被告」という)が原告保有の登録商標を侵害しているとして裁判所に訴えを起し、経済的損失とその他合理的な費用 300 万元を支払うことを要求した。一審及び二審裁判所は、被告の行為は商標権侵害に該当しないと判断し、原告の主張を支持しなかった。原告は、このような判決を不服とし、広東省高級裁判所に再審を請求した。広東省高級裁判所は、原告の商標が比較的強い顕著性を持ち、馳名商標に該当すると認定した。その上で、高級裁判所は、被告がランプ製品に使用した被疑標章と原告の係争商標とは類似商標に該当し、誤認混同が生じやすく、商標権侵害と認定すべきであると判断した。更に、被告は、同業者として、原告及び原告商標が比較的高い知名度と信用度を有することを明らかに知っていたはずであり、かつ「欧普特」の「電球類及び照明用器具」分類での商標登録が拒絶されたことを知りながら、他の分類で「欧普特」商標を登録し、ランプ製品に使用し、不適合な製品を大量に生産販売していたことから、主観的な悪意は明らかで、侵害の情状が深刻であったと判断した。従って、係争商標の使用許諾費用、権利侵害行為の継続時間に基づき損害賠償の基数が 127. 75 万元と確定し、被告の主観的悪意の程度や権利侵害行為の性質、情状等の要素を考慮し、懲罰的に損害額 3 倍の賠償額を確定した。

https://mp.weixin.qq.com/s/EbwFV0fLfIstIE_bRdwNzg